2　次の各号に掲げる審判の告知に係る書面が当該各号に定める者に送付された場合において、その送付を受けた時にその者が手続行為能力を欠くときは、当該審判についての第七十四条第一項及び第二項、前項（第八号及び第十一号に係る部分に限る。）並びに次条第二項の規定の適用については、その送付を受けた時にその者に対して告知がされたものとみなす。

一　補助開始の審判（特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合を除く。）　補助開始の審判を受ける者となるべき者

二　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判　補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者

三　補助人の同意に代わる許可の審判　補助開始の審判を受けた者

四　特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判（民法第十二条第四項又は第八百七十六条の二十一第二項（同法第十二条第四項に係る部分に限る。）の規定による場合に限る。）　特定補助人を付する処分の審判を受けた者

五　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判　補助開始の審判を受けた者

六　補助人に対する代理権の付与の審判　補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者

七　補助開始の審判の取消しの審判（民法第十二条第二項若しくは第六項又は第八百七十六条の二十一第二項（同法第十二条第二項に係る部分に限る。）の規定による場合に限る。）　補助開始の審判を受けた者

八　取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判　特定補助人を付する処分の審判を受けた者

九　補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判　補助開始の審判を受けた者

3　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判は、信書の送達の事業を行う者に告知することを要しない。この場合においては、その審判が効力を生じた時に、信書の送達の事業を行う者に通知しなければならない。

4　次の各号に掲げる審判は、当該各号に定める者に通知しなければならない。この場合においては、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者及び特定補助人を付する処分の審判を受けた者については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。

一　補助開始の審判（特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合に限る。）　補助開始の審判を受ける者となるべき者

二　特定補助人を付する処分の審判　特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者

三　取り消すことのできる行為の定めの審判　特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者

四　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判　特定補助人を付する処分の審判を受けた者

（即時抗告）

第百二十三条　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第一号、第五号及び第七号にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

一　補助開始の審判　民法第七条第一項及び任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号。以下「任意後見契約法」という。）第十四条第二項に規定する者

二　補助開始の申立てを却下する審判　申立人

三　補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判　申立人

四　特定補助人を付する処分の審判の取消しの申立てを却下する審判　申立人

五　特定補助人を付する処分の審判　民法第十条第一項に規定する者

六　特定補助人を付する処分の審判の申立てを却下する審判　申立人

七　取り消すことのできる行為の定めの審判　民法第十条第三項に規定する者

八　補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判　民法第十二条第一項に規定する者

九　補助人の解任の審判（民法第八百七十六条の五第一号又は第二号の事由により解任された場合に限る。）　補助人

十　補助人の解任の申立てを却下する審判　申立人、補助監督人並びに補助開始の審判を受けた者及びその親族

十一　補助監督人の解任の審判（民法第八百七十六条の十において準用する同法第八百七十六条の五第一号又は第二号の事由により解任された場合に限る。）　補助監督人

十二　補助監督人の解任の申立てを却下する審判　申立人並びに補助開始の審判を受けた者及びその親族

十三　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判　特定補助人を付する処分の審判を受けた者及びその親族

十四　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判　特定補助人

十五　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその取消し又は変更の申立てを却下する審判　申立人

十六　補助開始の審判を受けた者の死亡後の死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結又は相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判　申立人

2　審判の告知を受ける者及び補助開始の審判を受ける者となるべき者による補助開始の審判（特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合を除く。）に対する即時抗告の期間は、当該補助開始の審判を受ける者となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の二第一項の規定により補助人に選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

3　審判の告知を受ける者でない者による次の各号に掲げる審判に対する即時抗告の期間は、当該各号に定める者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

一　補助開始の審判（特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合に限る。）　民法第八百七十六条の二第一項の規定により補助人に選任される者

二　特定補助人を付する処分の審判　特定補助人として付される者

三　取り消すことのできる行為の定めの審判　特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合にあっては、特定補助人として付される者）

第百二十三条の二を削る。

第百二十四条から第百二十七条までを次のように改める。

（陳述の聴取の例外）

第百二十四条　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件においては、第八十九条第一項（第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、抗告裁判所は、信書の送達の事業を行う者の陳述を聴くことを要しない。

（補助の事務の監督）

第百二十五条　家庭裁判所は、適当な者に、補助の事務若しくは補助開始の審判を受けた者の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。

2　家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管理をした者に対し、補助開始の審判を受けた者の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

3　家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査をさせることができる。

4　民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第一項の規定により財産を管理する者について準用する。

（補助開始の審判事件を本案とする保全処分）

第百二十六条　家庭裁判所（第百五条第二項の場合にあっては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。）は、補助開始の申立てがあった場合において、補助開始の審判を受ける者となるべき者の生活、療養看護又は財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担